調理師の皆様へ

調理師業務従事者届を出しましょう！

令和８年12月31日現在の状況を
令和９年 １月15日までに関西広域連合に届出

調理業務に従事されている調理師は、調理師法第５条の２により**２年に１度、調理師業務従事者届の届出が義務**付けられています。

届出は、定められた２年ごとの年の12月31日現在の業務従事状況を、翌年１月15日までに就業地の都道府県知事（注）に届け出ることとされており、**令和９年が届け出る年**にあたります。

（注）滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県及び徳島県内で就業されている方は、関西広域連合に届出を行ってください。

【提出するもの】

裏面の「調理師業務従事者届」

【対象者】

令和８年12月31日現在、次の施設で調理の業務に従事している調理師の方

1	寄宿舎	学生又は労働者を寄宿させる施設
2	学校	幼稚園、小学校、中学校、高等学校、大学、専修学校、各種学校、学校給食センター等
3	病院	医療法第１条の５第１項に規定する病院（20人以上入院させる施設）の患者給食
4	事業所	会社、工場、事業所、官公署等の従業員給食
5	社会福祉施設	保護施設、児童福祉施設（保育所、乳児院等）、老人福祉施設（特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム等）、身体障害者福祉センター、婦人保護施設等
6	介護老人保健施設	介護保険法第８条第28項に規定する介護老人保健施設
7	矯正施設	刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所
8	飲食店営業	一般食堂、料理店、すし店、そば屋、旅館、仕出し屋、弁当屋、レストラン、カフェー、バー、キャバレー、その他食品を調理し、又は設備を設けて客に飲食させる営業施設
9	魚介類販売業	店舗を設け、鮮魚介類を販売する営業施設
10	そうざい製造業	通常副食物として供される煮物、焼物、揚物、蒸し物、酢の物又はあえ物を製造する営業施設
11	複合型そうざい製造業	そうざい製造業と併せて食肉処理業、菓子製造業、水産製品製造業（魚肉練り製品の製造に係る営業を除く）、麺類製造業に係る食品を製造する営業施設
12	その他	自衛隊、有料老人ホーム、一般給食センター、診療所等

【届出期限】

令和９年１月１日（金）から １月 15日（金）まで

【届出方法】(1)(2)のいずれかの方法

(1)専用Webフォーム ① https://www.kouiki-kansai.jp/cgi-bin/inquiry.php/22

② 右QRコードからアクセス

(2)郵送⇒ 下記【お問い合わせ先】まで

携帯電話やスマートフォン
タブレット端末からアクセスし
すぐに回答いただけます！

【お問い合わせ先】

〒530-0005 大阪市北区中之島5-3-51 大阪府立国際会議場11階

関西広域連合 資格試験・免許課 調理師業務従事者届担当（電話：06-4803-5669）

（電話対応日時） ９時30分から17時まで（土曜日、日曜日、祝日、令和８年12月29日から令和９年１月3日を除く）

関西広域連合
UNION OF KANSAI GOVERNMENTS

厚生労働省・関西広域連合